

資料4

とちぎの元気な森づくり県民税のあり方に関する意見書

参考資料

1. 検討会委員 ······ P 1
2. 検討会開催経過 ······ P 2
3. 検討会設置要綱 ······ P 3
4. 県民税事業と森林環境譲与税事業の整理 ······ P 4
5. とちぎの森林・林業の現状と課題 ······ P 8
6. とちぎの元気な森づくり県民税のあり方に関する意向調査結果 ··· P 15



## とちぎの元気な森づくり県民税検討会委員

(五十音順・敬称略)

No.	氏名	所属	備考
1	石川 尚子	公益社団法人栃木県経済同友会	
2	児玉 博昭	白鷗大学法学部教授	
3	齋藤 正	栃木県林業振興協会会长	
4	齊藤 弘江	公募委員	
5	須賀 英之	宇都宮共和大学学長、 宇都宮短期大学学長	座長
6	高田 純子	公認会計士・税理士	
7	茅野 甚治郎	宇都宮大学名誉教授	座長代理
8	福島 泰夫	栃木県町村会(那珂川町長)	

(任期：令和元（2019）年6月10日～令和3（2021）年3月31日)

## とちぎの元気な森づくり県民税検討会

### 開催経過

年月日	回数	内容
令和元（2019）年 6月10日	第1回	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 座長選出</li><li>・ 検討スケジュール</li><li>・ 県民税事業と森林環境譲与税事業の整理（案）</li><li>・ 本県の森林・林業をめぐる現状と課題</li></ul>
令和元（2019）年 12月3日	第2回	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県民税事業と森林環境譲与税事業の整理（報告）</li><li>・ 県民税の今後のあり方</li><li>・ 県民税のあり方に関する意見書（構成案）</li></ul>
令和元（2019）年 12月23日	第3回	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県民税のあり方に関する意見書（案）</li></ul>

# とちぎの元気な森づくり県民税検討会設置要綱

## (設置)

第1条 とちぎの元気な森づくり県民税条例(平成19年栃木県条例40号)附則4に規定する条例の規定についての検討及び必要な措置について、有識者等の意見を求めるため、とちぎの元気な森づくり県民税検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) とちぎの元気な森づくり県民税のあり方に関すること
- (2) その他必要な事項に関すること

## (組織)

第3条 検討会は、委員8名以内をもって組織する。

## (委員)

第4条 委員は、学識経験者その他適当と認められる者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から平成33(2021)年3月31日までとする。

## (座長)

第5条 検討会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 検討会の会議は、座長が招集する。

- 2 検討会は、座長が議長となる。
- 3 座長は、必要に応じ、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見を聴取し、又は説明を求めることができる。

## (庶務)

第7条 検討会の庶務は、環境森林部環境森林政策課において処理する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成31(2019)年3月12日から施行し、平成33(2021)年3月31日をもってその効力を失う。

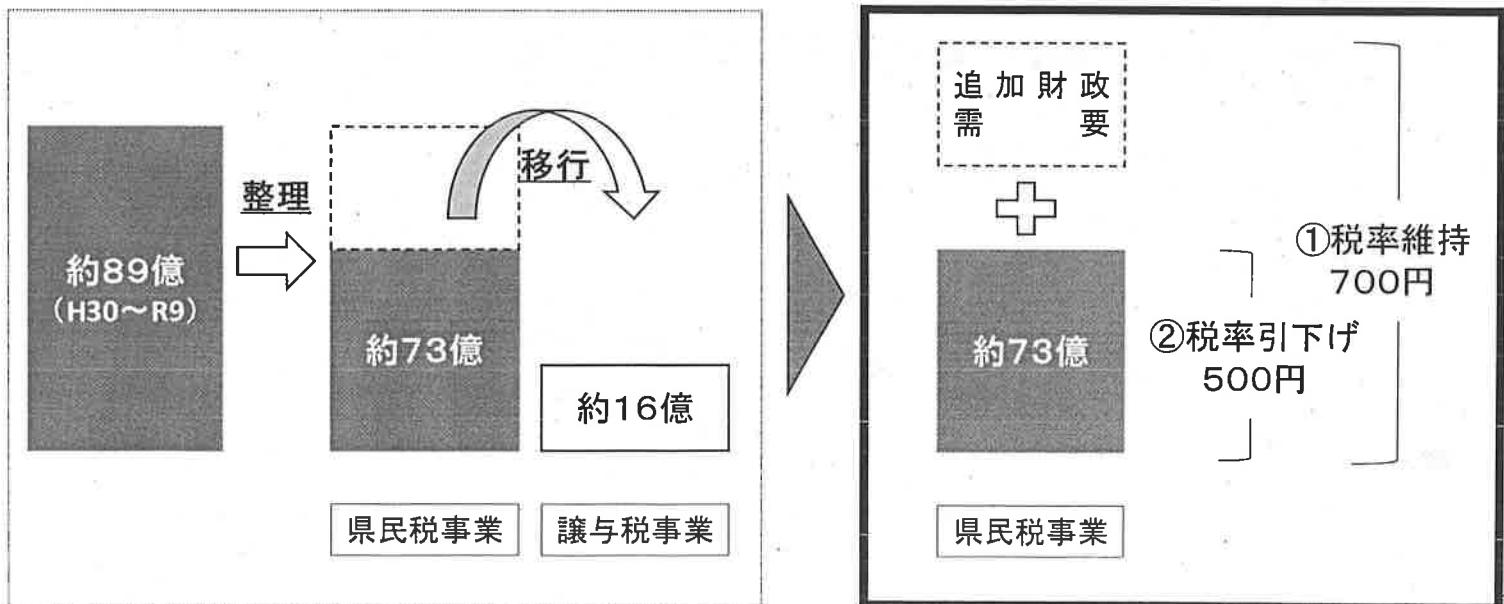
# とちぎの元気な森づくり県民税事業と 森林環境譲与税事業の整理

## 議論していただく事項

とちぎの元気な森づくり県民税事業と森林環境譲与税事業の使途の整理を踏まえ、森林環境譲与税移行分のとちぎの元気な森づくり県民税のあり方を検討

県民税事業と譲与税事業の整理  
(報告)

県民税のあり方(検討事項)



# 第1回検討会でいただいた御意見

## 1. 県民税事業と森林環境譲与税事業の整理

(御意見)

- ・納税者が納得できる、分かりやすい整理が必要

## 2. 県民税のあり方

(御意見)

- ・長期に及ぶ課題であり、森林・林業をめぐる課題もその間変化するところから、柔軟に見直しができる、また、県民税と譲与税を合わせて評価できる仕組みを作るべき

## 県民税と森林環境譲与税の比較

区分	どちぎの元気な森づくり県民税(整理前)		森林環境譲与税
趣旨	森林の公益的機能の重要性に鑑み、どちぎの元気な森を次代に引き継いでいくための施策に要する経費の財源とするため		森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村や県が実施する森林整備等の財源に充てるため
税額	個人 700円／年 法人 均等割額7% ※課税期間:H20(2008)からR9(2027)		個人 1,000円／年 ※課税期間(森林環境税):R6(2024)～
収入額	約8億円	(2019年) 約 3億円 (2033年) 約10億円	↓ 段階的に引上げ
譲与先等	県(市町村へは交付金として交付)	県と市町村 (国の譲与基準による。)	
使途	県	循環利用(伐採更新) 森林管理(針広混交林化) 森林所有者対策(地籍調査)	市町村が行う森林整備等への支援
		木材利用促進、普及啓発	木材利用促進、普及啓発等の森林整備促進策
	市町村	里山林整備※ 木材利用促進※、普及啓発※	森林整備 木材利用促進、普及啓発等の森林整備促進策

# 県民税事業と森林環境譲与税事業との整理について①

- 第1回検討会で示した整理（案）について、市町との個別協議の結果、市町が了解
- 森林経営管理制度の趣旨に合致する森林整備や木材利用、普及啓発等に関する事業は、市町森林環境譲与税で実施

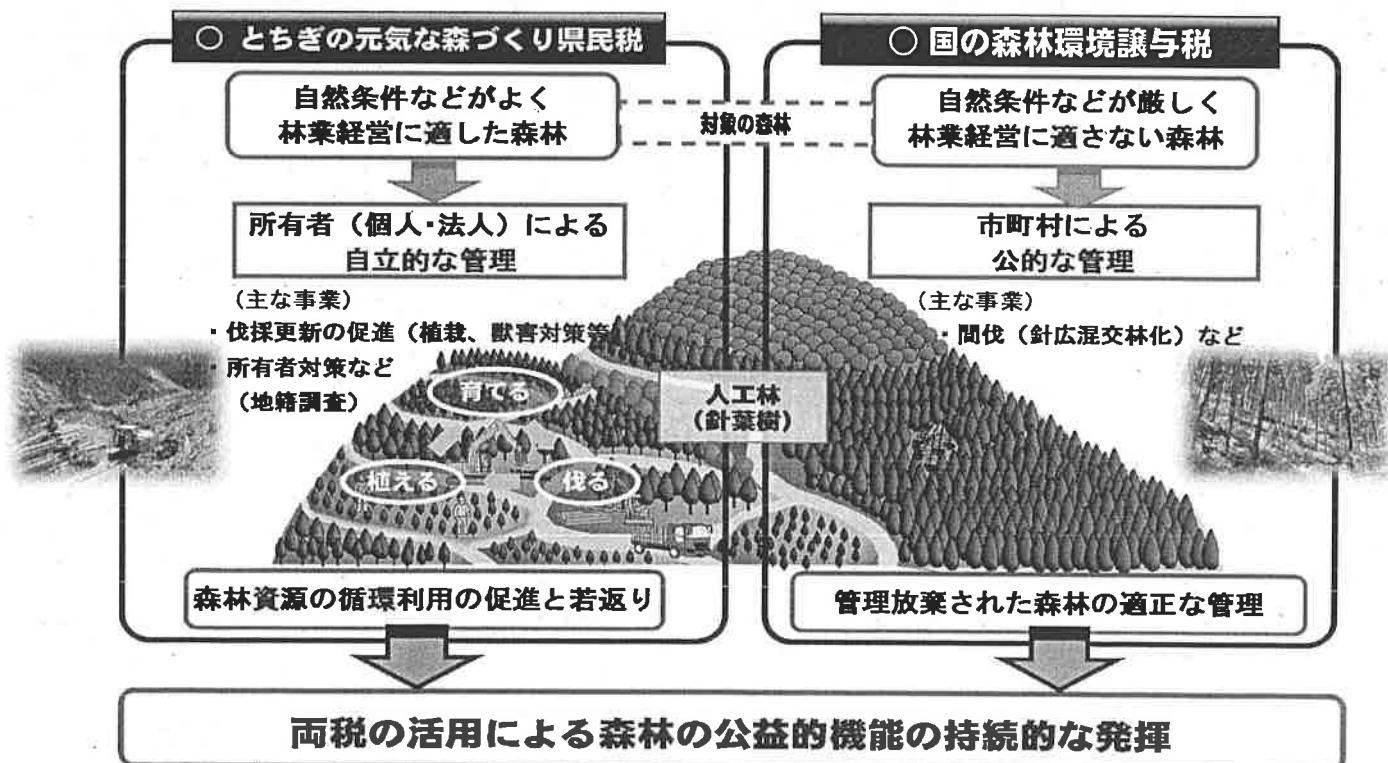
## 基本的な考え方

- 森林環境譲与税は、森林経営管理制度の運用のほか、木材利用や普及啓発など森林整備の促進に関する施策への活用が可能であり、とちぎの元気な森づくり県民税と使途が重複しないように整理
- 県民税は、森林資源の循環利用の促進等を図るため、主に林業経営に適した森林における皆伐促進等の事業に活用
- 森林環境譲与税は、森林所有者が自ら管理できない荒廃した森林の整備等を推進するため、主に市町が主体となって行う森林整備や木材利用等の森林整備促進策に活用



# 県民税事業と森林環境譲与税事業との整理について②

## イメージ

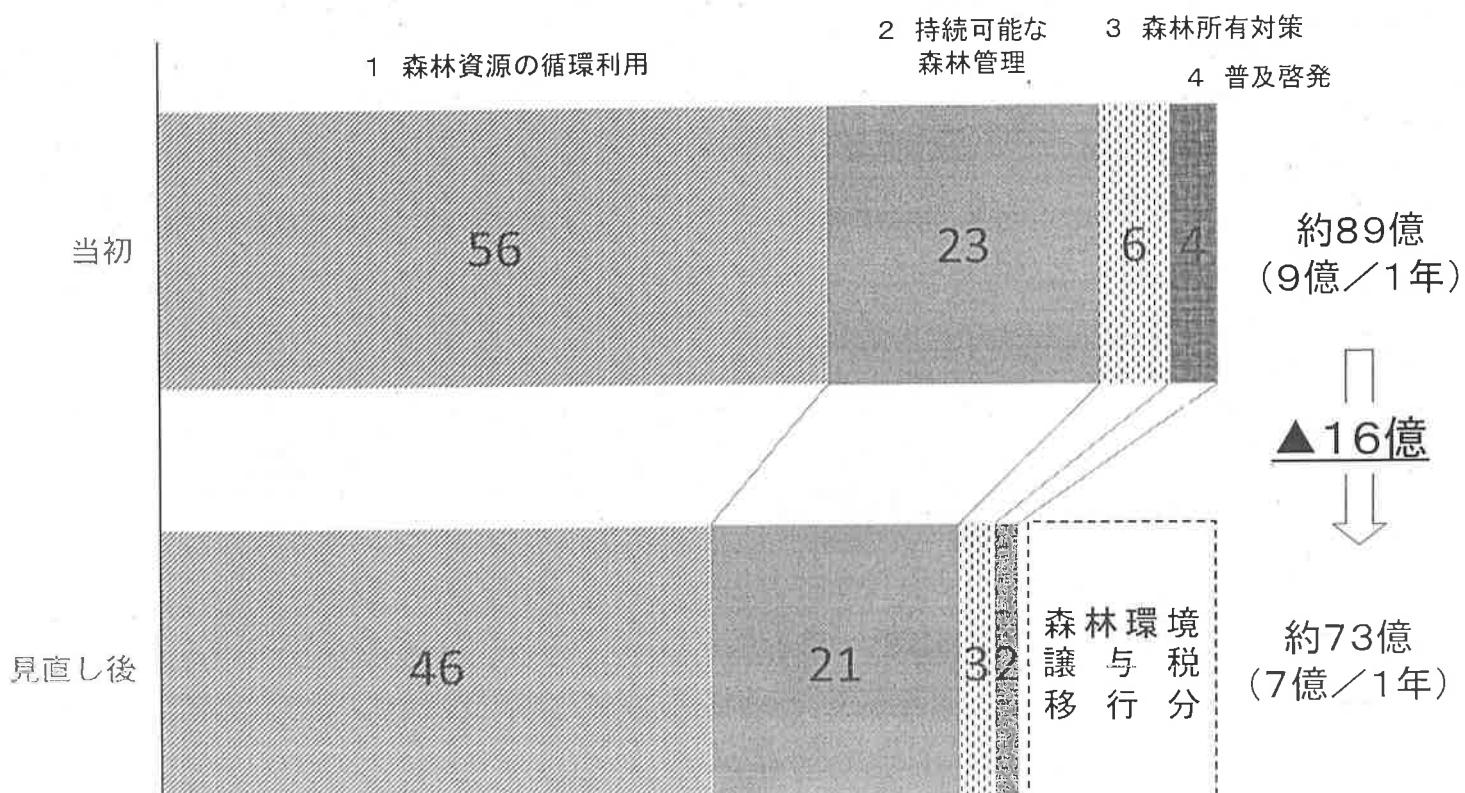


# 県民税事業と森林環境譲与税事業との整理について②

※6月に示した案から変更なし

とちぎの元気な森づくり県民税事業体系		譲与税との重複	整理案
1 森林資源の循環利用	(1)皆伐後の針葉樹の再造林	×	県民税事業で継続
	(2)公共施設等木造・木質化	○	市町村譲与税事業に移行
		○	県譲与税事業に移行
2 持続可能な森林管理	(1)皆伐後の広葉樹への樹種転換	×	県民税事業で継続
	(2)不採算人工林の針広混交林化	○	市町村譲与税事業に移行
	(3)里山林の保全	○	市町村譲与税事業に移行
		×	県民税事業で継続
3 森林所有対策	(1)森林組合等による地籍調査	×	県民税事業で継続
	(2)施業集約化に向けたマッチング	○	市町村譲与税事業に移行
4 県民理解の促進	(1)とちぎの元気な森づくり県民会議	×	県民税事業で継続
	(2)地域住民への普及啓発	○	市町村譲与税事業に移行
	(3)地域住民による里山林の持続的管理への支援	×	県民税事業で継続

## 県民税事業のフレーム（整理後）

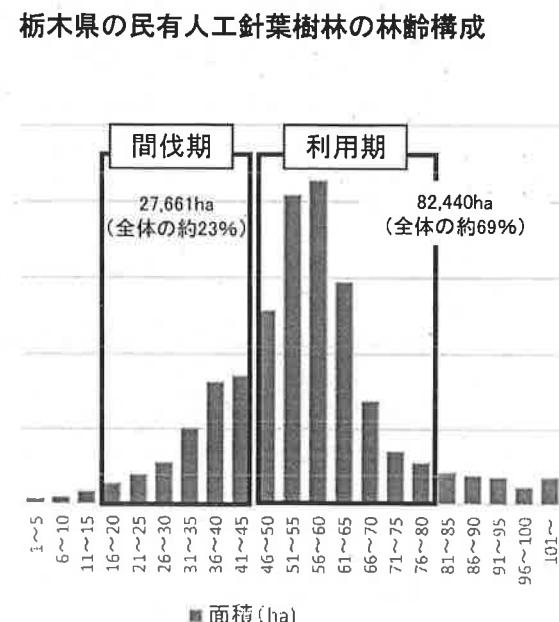
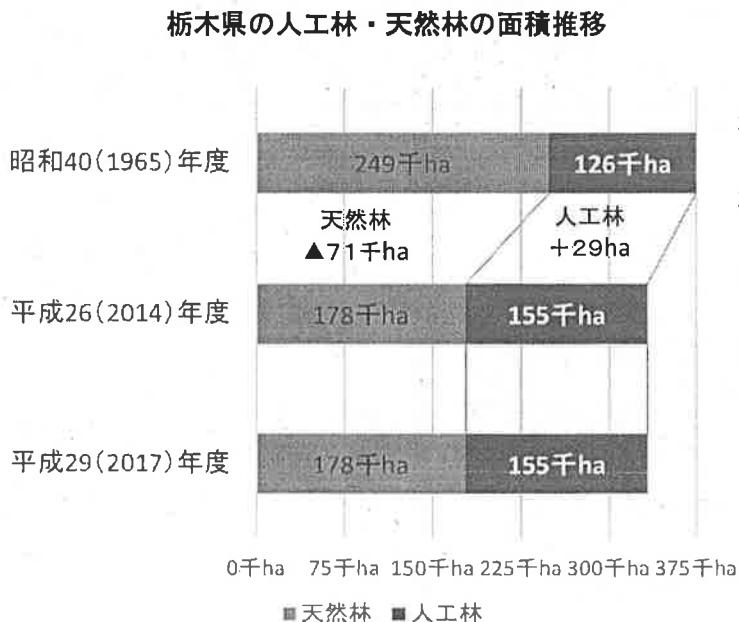


※端数調整により合計が一致しない場合がある

# とちぎの森林・林業の現状と課題

## 1 森林の現状①（人工針葉樹林の林齢構成）

- 戦後の木材需要に応えるため、天然の広葉樹林を伐採し、人工の針葉樹林（スギ・ヒノキ林）を拡大してきたが、木材需要は低迷
- 民有人工針葉樹林の多くは、16～45年生の間伐期から45年生以上の本格的な利用期に移行しており、間伐が必要な森林は減少し、木材利用と森林の若返りが必要



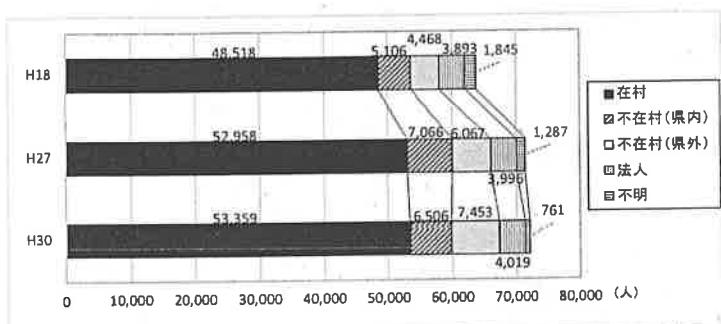
資料：栃木県「森林・林業統計（2017）」

## 1 森林の現状②（森林所有の変化）

- 所有者の高齢化、山村地域の過疎化等により不在村地主の拡大等が進行しており、所有者・境界不明な森林が増加することで、今後の森林整備や治山事業等に支障をきたす恐れ
- 本県の地籍調査の進捗率は、全国と比べても低く、林地は進捗率18%（全国平均：45%）

栃木県の在村・不在村別森林所有者数

（平成29年度末）



本県及び全国の地籍調査進捗率（林地）

（平成29年度末）

区分	栃木県	全国
進捗率	18%	45%

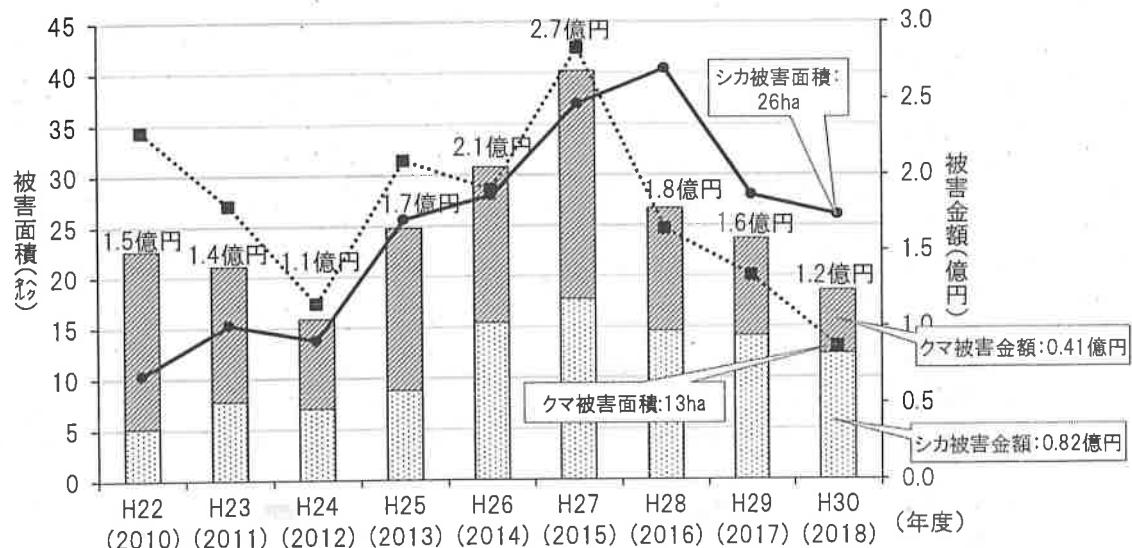
	在村	不在村 (県内)	不在村 (県外)	法人
H18→H30増減率	1.10	1.27	1.67	1.03

資料：栃木県「森林GISデータ」

## 1 森林の現状③（野生獣被害の状況）

- 被害金額・被害面積ともに減少しているが、被害金額が1億円を超えるなど依然として高水準

林業被害面積・被害額の推移（シカ・クマ）

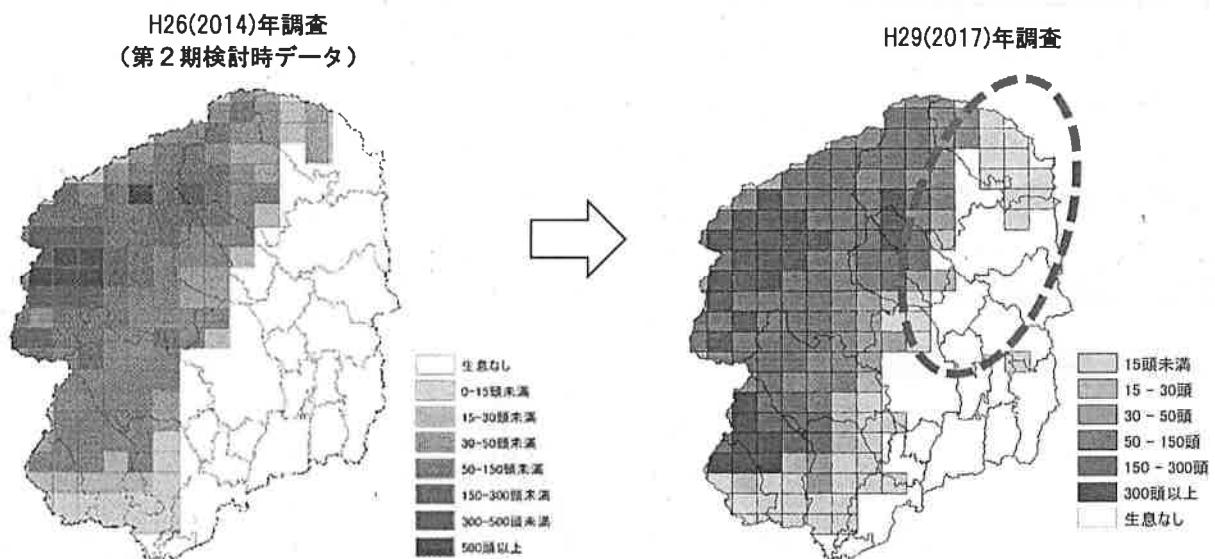


資料：環境森林部調査

# 1 森林の現状④（野生獣被害の状況）

- 近年、県北東部へのシカの侵入

シカ生息分布の変化



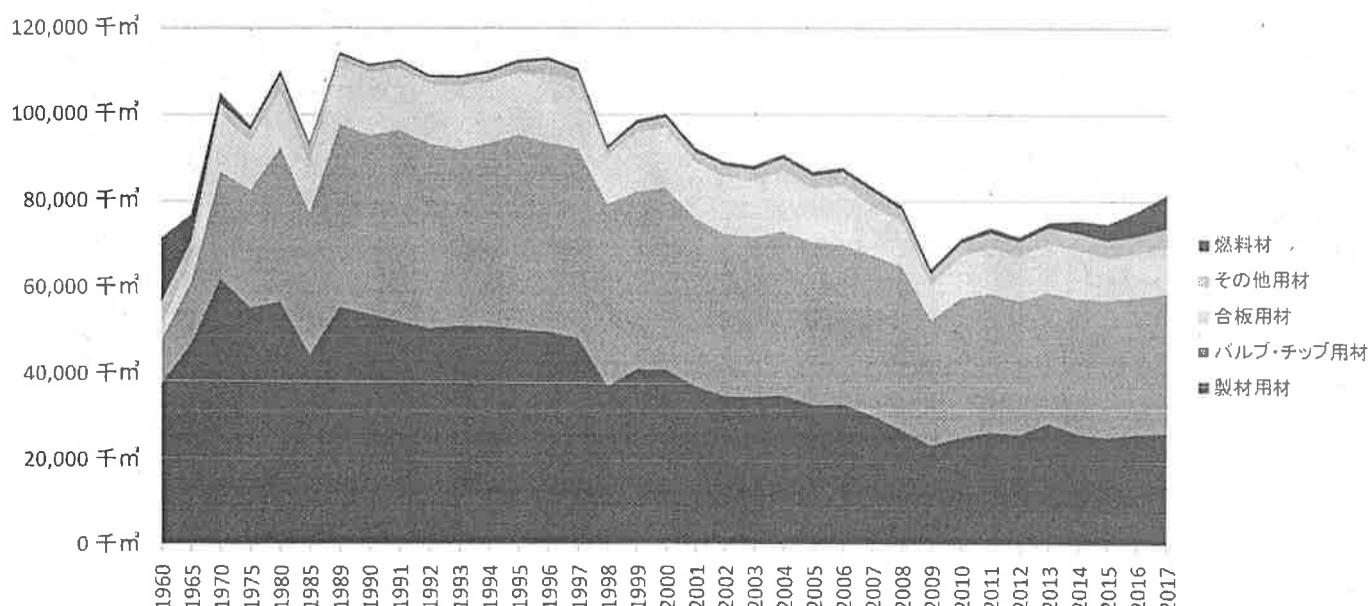
※生息数の調査は、概ね3年おきに実施

資料：環境森林部調査

# 2 木材市場の状況（木材需要構造の変化）

- 木材需要は、住宅様式の変化等に伴い、柱材などの製材用木材が減少
- C L T（直交集成板）の開発や木質バイオマス発電施設の増加等から、合板用材、パルプ・チップ用材、燃料材が増加傾向

全国の用途別木材需要量の推移

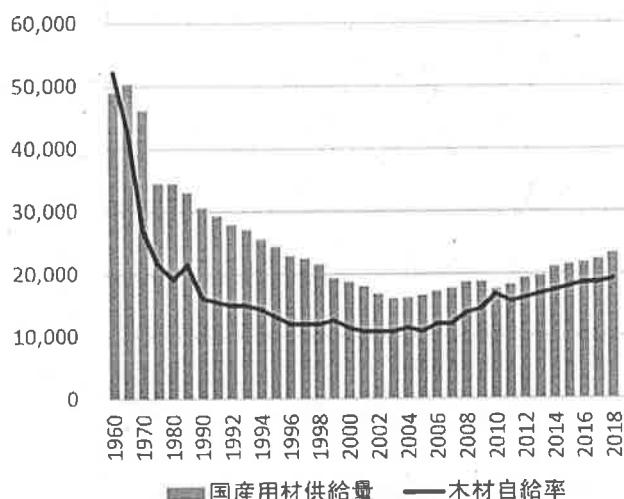


資料：農林水産省「木材需給表」

### 3 林業の現状①（林業経営の状況）

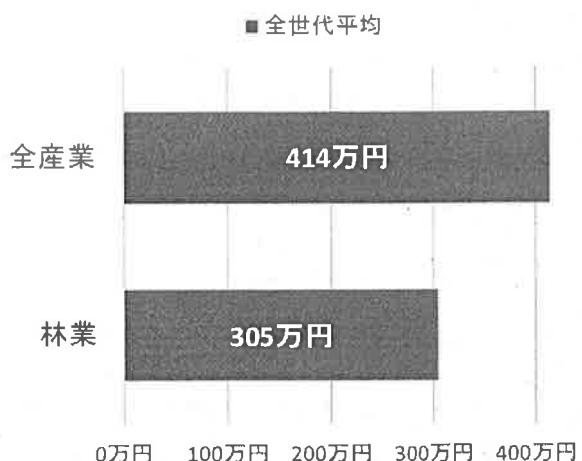
- 合板材やエネルギー利用の需要の増加等により国産材の生産量・木材自給率ともに上昇傾向
- 林業所得は、全産業に比べて低い状況にあることから、施業集約化等による林業経営基盤の確立が重要

木材自給率及び国産材供給量の推移



資料：農林水産省「木材需給表」

年間平均所得

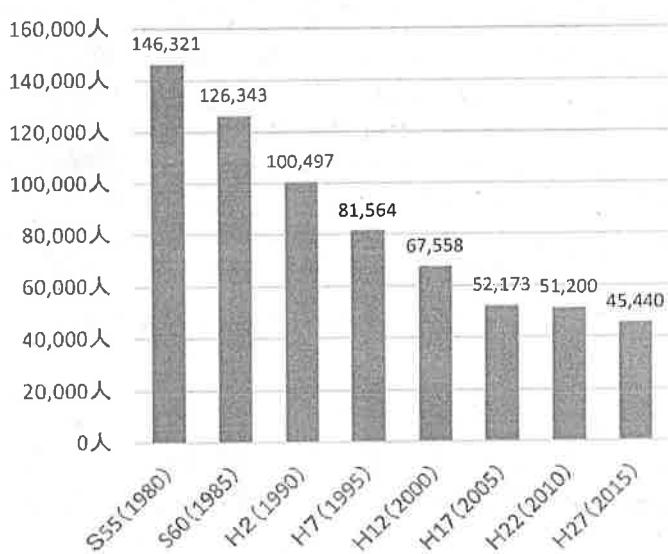


資料：林野庁「一目でわかる林業労働力」  
国税庁「民間給与実態統計調査（平成25年度分）」

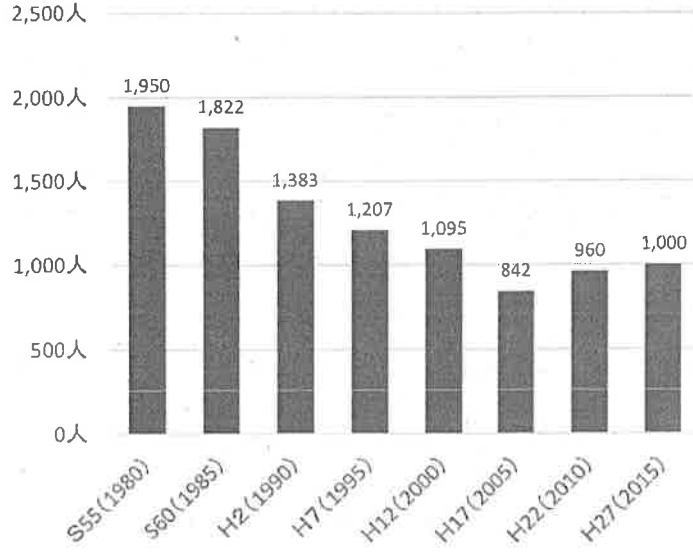
### 3 林業の現状②（林業従事者数の推移）

- 全国的には林業従事者は減少傾向
- 本県も減少傾向にあったが、近年は、ほぼ横ばいで推移

全国



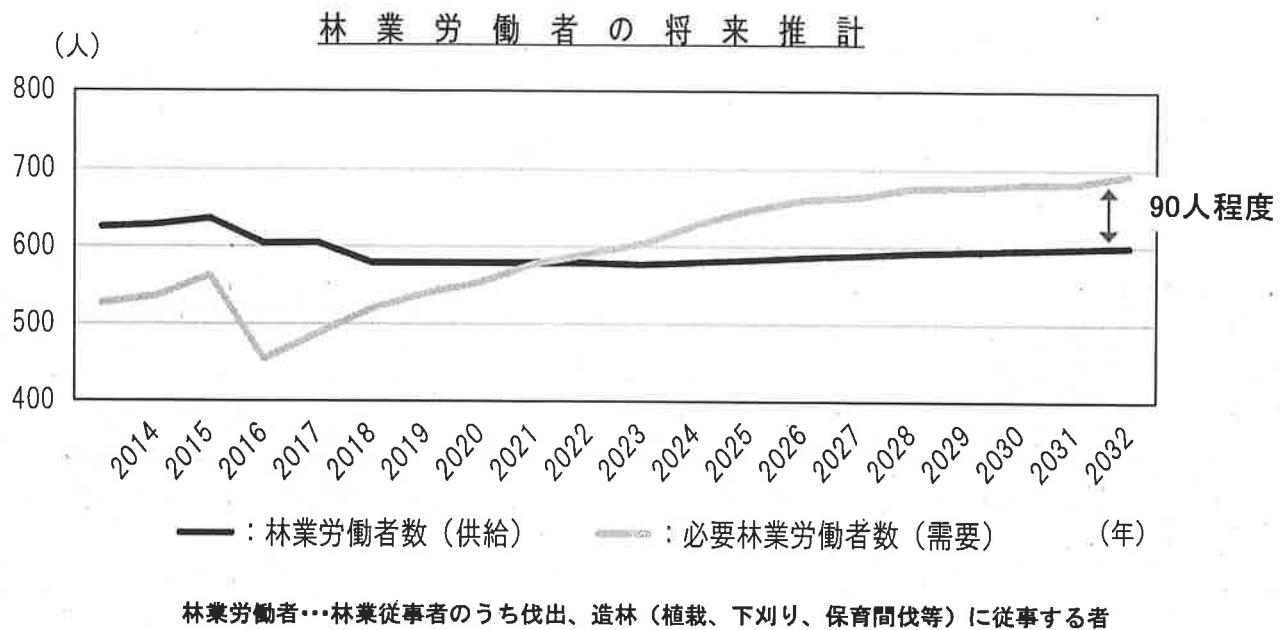
栃木県



資料：総務省「国勢調査」

### 3 林業の現状③（林業労働者の将来推計）

- ▶ 森林経営管理制度の本格化に伴い、必要な林業労働者数は増加し、令和5(2023)年度以降、最大90人程度／年が不足（見込み）

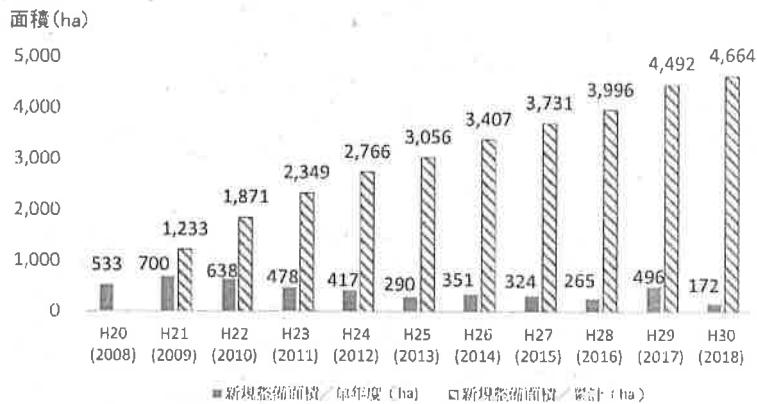


資料：環境森林部調査

### 4 その他①（里山林整備の状況）

- ▶ これまで県民税事業を活用し、県内で約4,700haの身近な里山林の整備を実施  
 ▶ 過疎化・高齢化の影響により担い手が不足する中、整備した里山林の継続的な維持管理が課題

#### ○ 里山林整備事業の新規整備実績

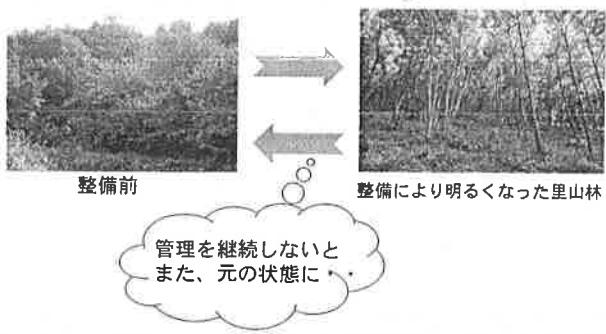


#### ○ 事業の主な効果

<b>里山林の価値が向上</b>	
→地域の人々や都市住民のふれあいの場を創出	
<b>野生獣が人里に近づきにくい環境を創出</b>	
→整備箇所では、整備前に比べ農業被害が軽減	
<b>通学路の安全・安心を確保</b>	
→子どもたちが安心して通学できる環境へと改善	
<b>自然環境教育フィールドとして活用</b>	
→子どもたちがカブトシムの幼虫探しなどを体験	

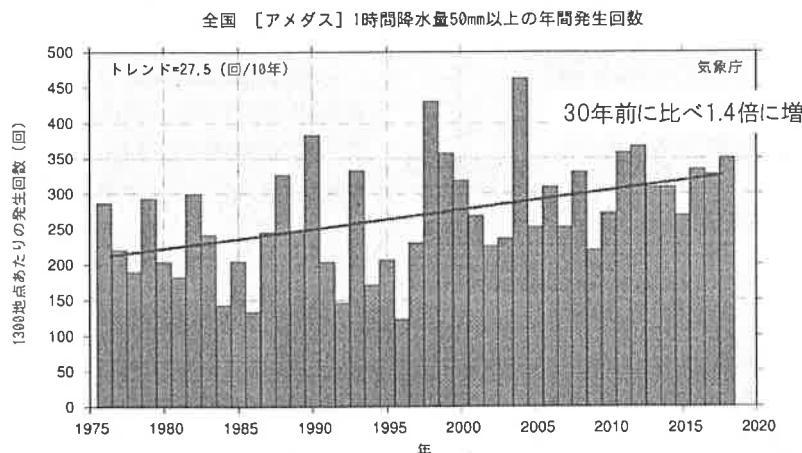
#### ○ 里山林整備事業のメニュー別実績

事業内容	H20～H30
地域で育み未来につなぐ里山林整備	1,248ha
通学路等の安全・安心のための里山林整備	459ha
野生獣被害を軽減するための里山林整備	2,929ha
生物多様性モデル・提案型里山林整備	28ha
<b>合計</b>	<b>4,664ha</b>



#### 4 その他②（山地災害発生のリスク）

- ▶ 近年、1時間降水量50mm以上の発生件数が右肩上がりで、山地災害リスクが増大
  - ▶ 本県においても、近年、局地的な集中豪雨や台風に伴う大雨により林地崩壊など多数の被害が発生



出展:気象庁「全国の1時間降水量50mm以上の年間発生回数の経年変化(1976~2018年)」

- ・全国の1時間降水量50mm以上の年間発生回数は増加している。  
(統計期間1976～2018年で10年あたり27.5回の増加)
- ・最近10年間の平均年間発生回数(約311回)は、統計期間の最初の10年間(1976～1985年)の平均年間発生回数(約226回)と比べて約1.4倍に増加している。

### ○栃木県の林地被害の状況

(单位:箇所、ha、千円)

年	林地被害		
	箇所	面積	被害額
平成25(2013)年	25	2	360,750
平成26(2014)年	7	0	50,200
平成27(2015)年	133	12	3,862,010
平成28(2016)年	11	1	303,200
平成29(2017)年	13	0	72,030

※ 出展：栃木県「森林・林業統計(2018)」

## ○台風第19号(令和元年)による森林被害状況

(単位:箇所、千円)

区分	箇所	被害額
林地崩壊	146	3,836,300
治山施設	57	169,300
林道施設	644	941,300
計	847	4,946,900

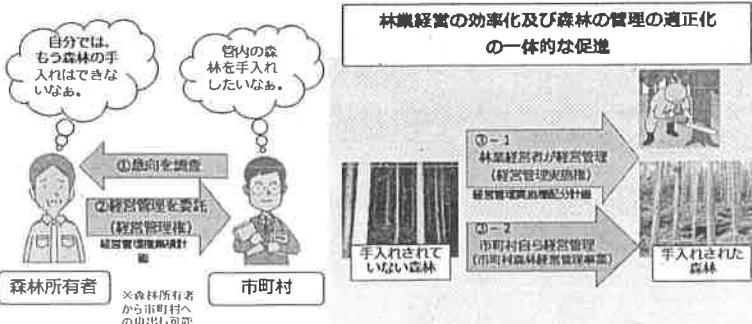
※ 出展:第9回栃木県災害対策本部会議資料(2019年11月20日)

#### 4 その他③（新たな制度の導入）

- ▶ 本年4月から、新たに始まった森林経営管理制度運用のほか、木材利用等の森林整備の促進に関する施策を進めるための財源として、市町村と都道府県に森林環境譲与税の譲与が開始
  - ▶ 森林資源の少ない都市部（東京圏）においては、木材需要の拡大が見込まれる

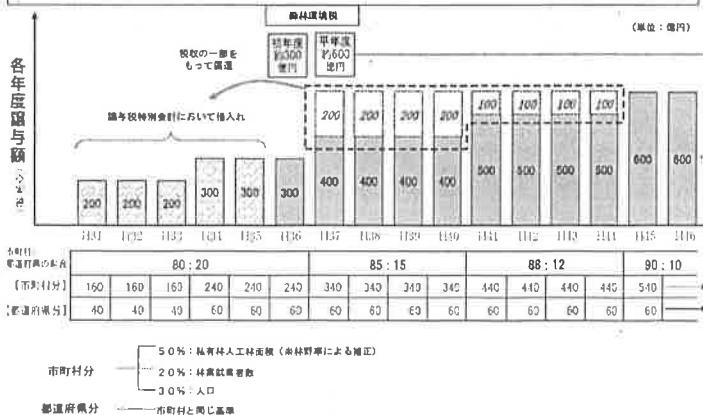
## ■ 森林経営管理制度

- ・市町村が、森林所有者の意向を確認【①】
  - ・森林所有者自らが経営管理を実行できない場合は、市町村が、森林の経営管理の委託を受ける【②】
  - ・林業経営に適した森林は、市町村が意欲と能力のある林業経営者に委託【③-1】
  - ・再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施【③-2】



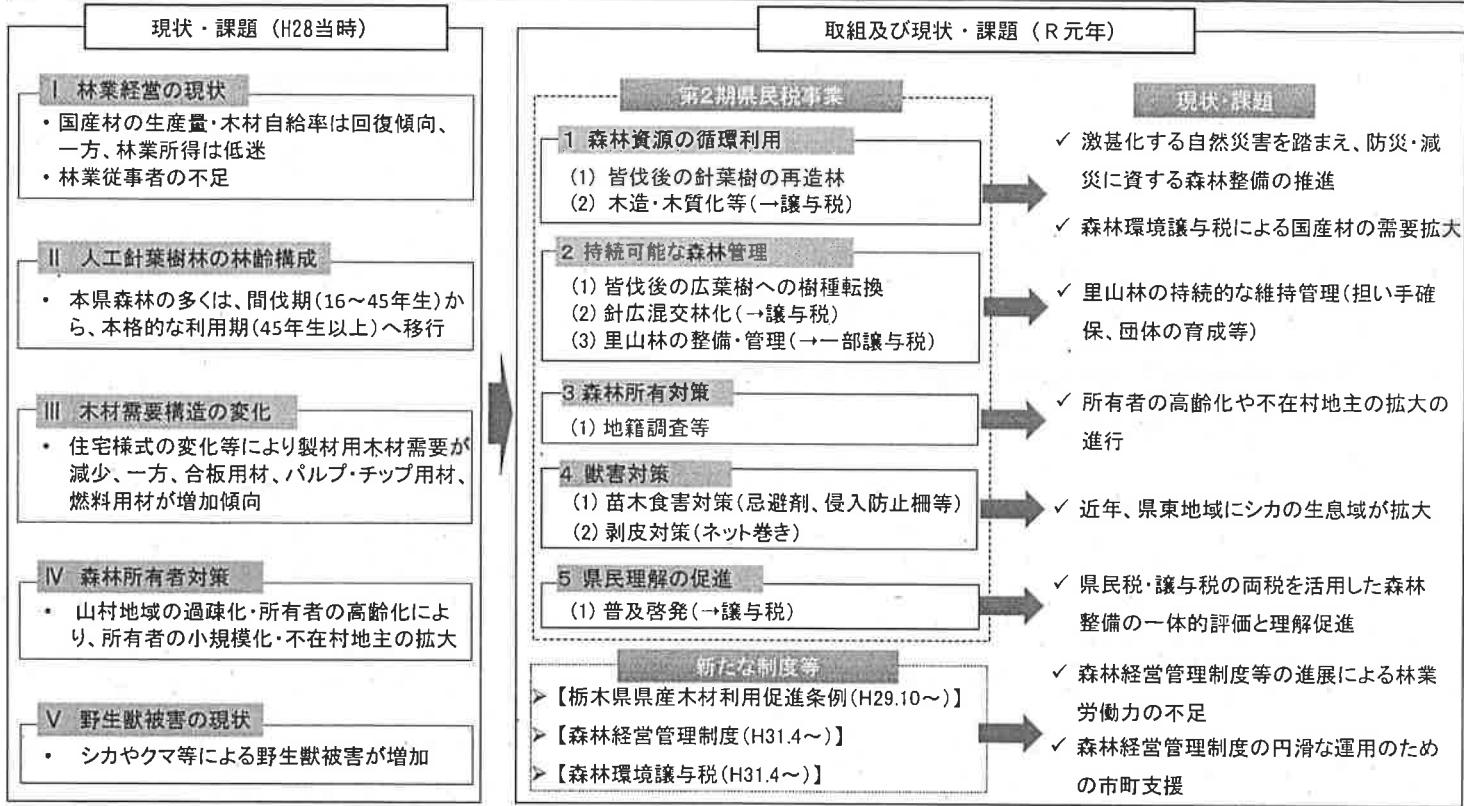
## ■ 森林環境税・森林環境譲与税

- ・新たな森林経営管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税が令和元(2019)年度から譲与  
〔※森林環境税の課税は、令和6(2024)年度から〕
  - ・譲与額は、市町村の体制整備の進歩に伴い、徐々に増加するよう設定
  - ・森林環境譲与税は、森林経営管理制度の運用のほか、木材利用や普及啓発など森林整備の促進に関する施策への活用が可能



# 本県の森林・林業をめぐる現状と課題（まとめ）

- 平成30(2018)年度から開始した第2期県民税事業は、利用期を迎えた森林の若返りのための「森林資源の循環利用」や、「持続可能な森林管理」及び「森林所有対策」を重点的に展開
- 激甚する災害への対応や、不在村地主の拡大、獣害の生息域拡大等が直面する課題



# とちぎの元気な森づくり県民税のあり方に関する 調査結果（県民・市町村長・関係団体）

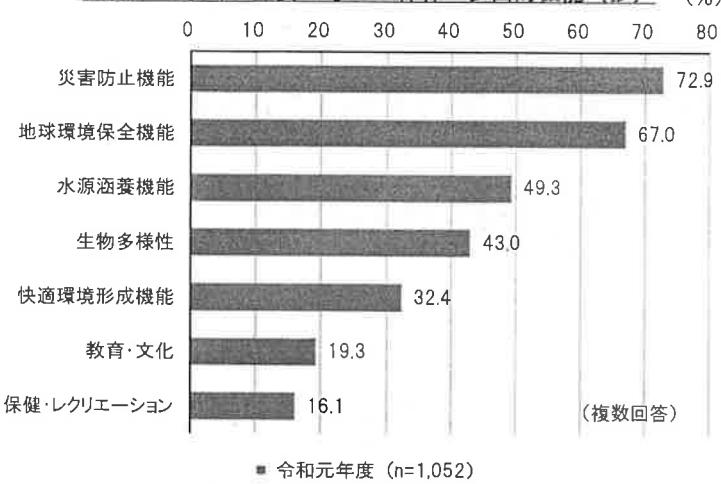
## とちぎの元気な森づくり県民税のあり方に関する 県民・市町村長・関係団体調査の概要

区分	対象者・回答数	実施時期	備考
1 県民意識調査	18歳以上の男女 1,052人	令和元(2019)年 10~11月	
2 市町村長意向調査	25市町村長	令和元(2019)年 10~11月	
3 団体等意向調査	経済・消費者・林業 23団体 (71.8%)	令和元(2019)年 10~11月	

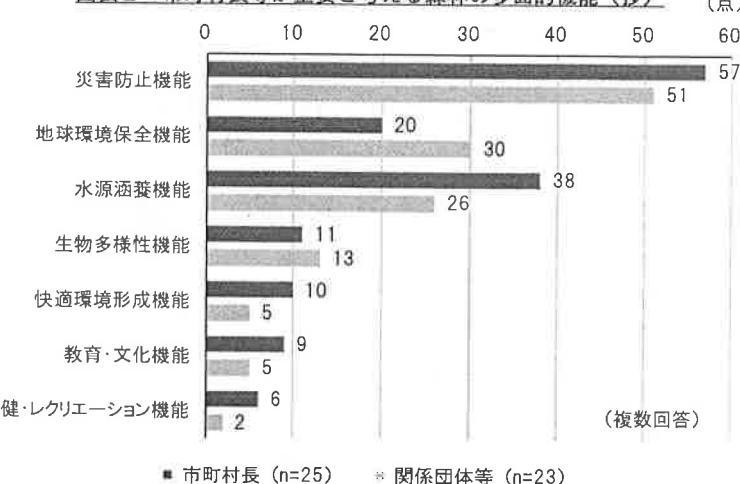
# 1 森林の公益的機能の重要度

- 県民への調査では、県民等が重要と考える森林の機能は「災害防止機能」、「地球環境保全機能」、「水源涵養機能」が上位【図表1】
- 市町村長・関係団体への調査では、「災害防止機能」、「水源涵養機能」、「地球環境保全機能」が上位【図表2】

図表1：県民が重要と考える森林の多面的機能（抄） (%)



図表2：市町村長等が重要と考える森林の多面的機能（抄）(点)



※ 重要度に応じて「1～3点」を配点し、集計

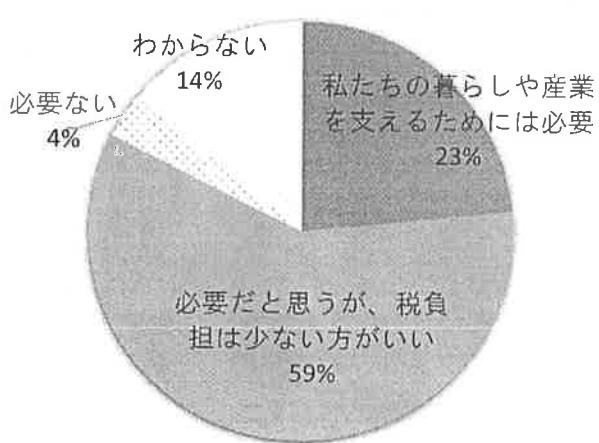
資料：栃木県「とちぎの森林・林業に関する県民意識調査」

資料：栃木県「とちぎの元気な森づくり県民税に関する市町村長意向調査」「とちぎの元気な森づくり県民税に関する団体等意向調査」

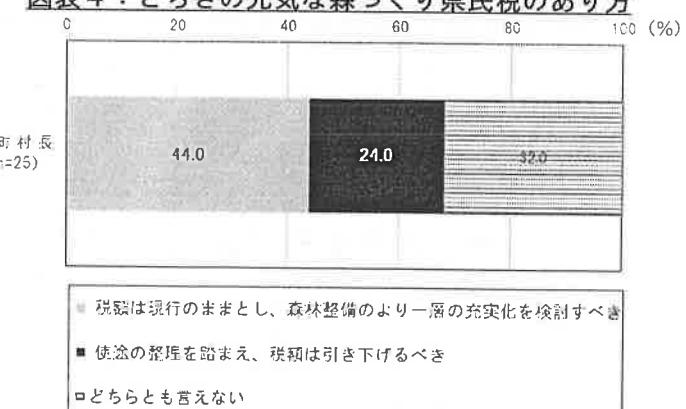
## 2 とちぎの元気な森づくり県民税のあり方

- 県民意識調査では、県民税と森林環境譲与税の両税を活用した森林整備が必要だが、税負担は少ない方がよいと回答した割合が、約6割と最も多い【図表3】
- 市町長への調査では、税額を維持すべきとした市町が11と最も多かったが、税額を下げるべきとした市町が6、どちらとも言えないとした市町が8と、分散する結果【図表4】
- なお、どちらとも言えないとした8市町のうち、3市町においては災害防止等の観点から森林整備を進めるべきとする意見【図表5】

図表3：両税を活用した森林整備の必要性



図表4：とちぎの元気な森づくり県民税のあり方



図表5：「どちらとも言えない」と回答した市町村長からの主な意見

回答	災害防止のための森林整備推進についての意見
どちらとも言えない (n=8)	<ul style="list-style-type: none"> <li>異常気象による災害多発のため地球環境保全に資する森林整備の推進</li> <li>森林の防災・減災の視点を踏まえた税の活用（計3市町村）</li> </ul>

資料：栃木県「とちぎの森林・林業に関する県民意識調査」

資料：栃木県「とちぎの元気な森づくり県民税に関する市町村長意向調査」

### 3 今後のとちぎの元気な森づくり県民税事業の取組の方向性

- 県民意識調査では、とちぎの元気な森づくり県民税と国の森林環境税を活用した森林を守るための取組として重要と考える取組は、「放置された森林の公的整備・管理」「森づくりの担い手の確保・育成」「公益的機能低下が低下した森林の若返り」が上位【図表6】

図表6：県民が重点化すべきと考える今後のとちぎの元気な森づくり県民税事業

■ 県民(n=1,052)

所有者自らが管理できず、放置された森林の公的整備・管理

65.5%

森づくりの担い手の確保・育成

49.8%

高齢化し公益的機能が低下した森林の若返り

43.7%

境界・所有者不明森林の明確化

26.4%

地域に身近な里山林の保全

26.3%

栃木県産木材の利用促進

25.5%

森林の働きや大切さなどの普及啓発

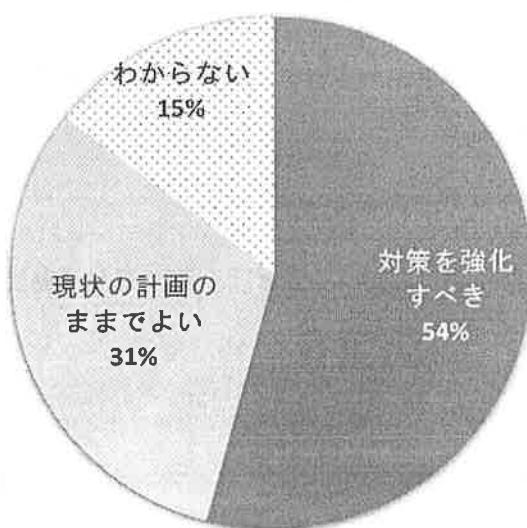
22.4%

0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% 60.0% 70.0%

### 4 森林資源の循環利用・持続可能な森林管理

- 市町村長・関係団体への調査では、現在の県の皆伐・再造林促進事業（10年間で5,000haの伐採更新を支援）について、事業をより一層促進すべきとの回答が多数【図表6】

図表6：県の皆伐・再造林事業への所感



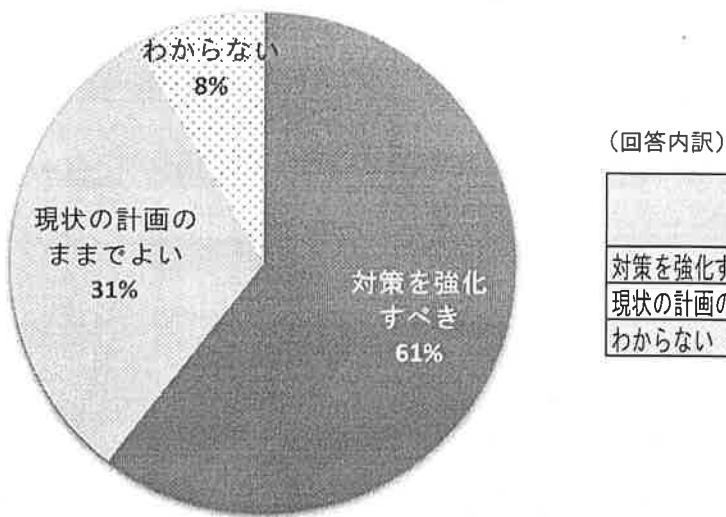
(回答内訳)

	割合	計	割合	
			市町	団体
対策を強化すべき	54.2%	26	12	14
現状の計画のままでよい	31.3%	15	7	8
わからない	14.6%	7	6	1

## 5 森林所有対策

- ▶ 市町村長・関係団体への調査では、現在の県の森林所有者対策事業（10年間で2,800haの地籍調査）について、対策を強化すべきとの回答が多数【図表7】

図表7：県の森林所有対策への所感



資料：栃木県「とちぎの元気な森づくり県民税に関する市町村長意向調査」「とちぎの元気な森づくり県民税に関する団体等意向調査」

## 6 里山林の保全

- ▶ 県が実施する里山林の保全の取組について、市町村長・関係団体の多くが「今後も県民税による支援を継続していくべき」と回答
- ▶ 里山林の持続的な維持管理に向け、ボランティア等の育成・確保や企業との協働の取組について、より推進していくべきと回答

- 里山林の整備については、地域の良好な生活環境の維持や里山の生物多様性の保全などに重要な役割果たしており、今後も、県民税による支援の推進が必要  
(9市町村・4団体)
- 高齢化等の影響により地域住民だけでは維持管理が難しい中、ボランティア・森づくり活動団体の育成や企業との協働等の取組の推進が必要  
(6市町村・5団体)
- 里山林整備事業の制度拡充（交付期間（5年間）の延長等）  
(4市町、2団体)

資料：栃木県「とちぎの元気な森づくり県民税に関する市町村長意向調査」「とちぎの元気な森づくり県民税に関する団体等意向調査」